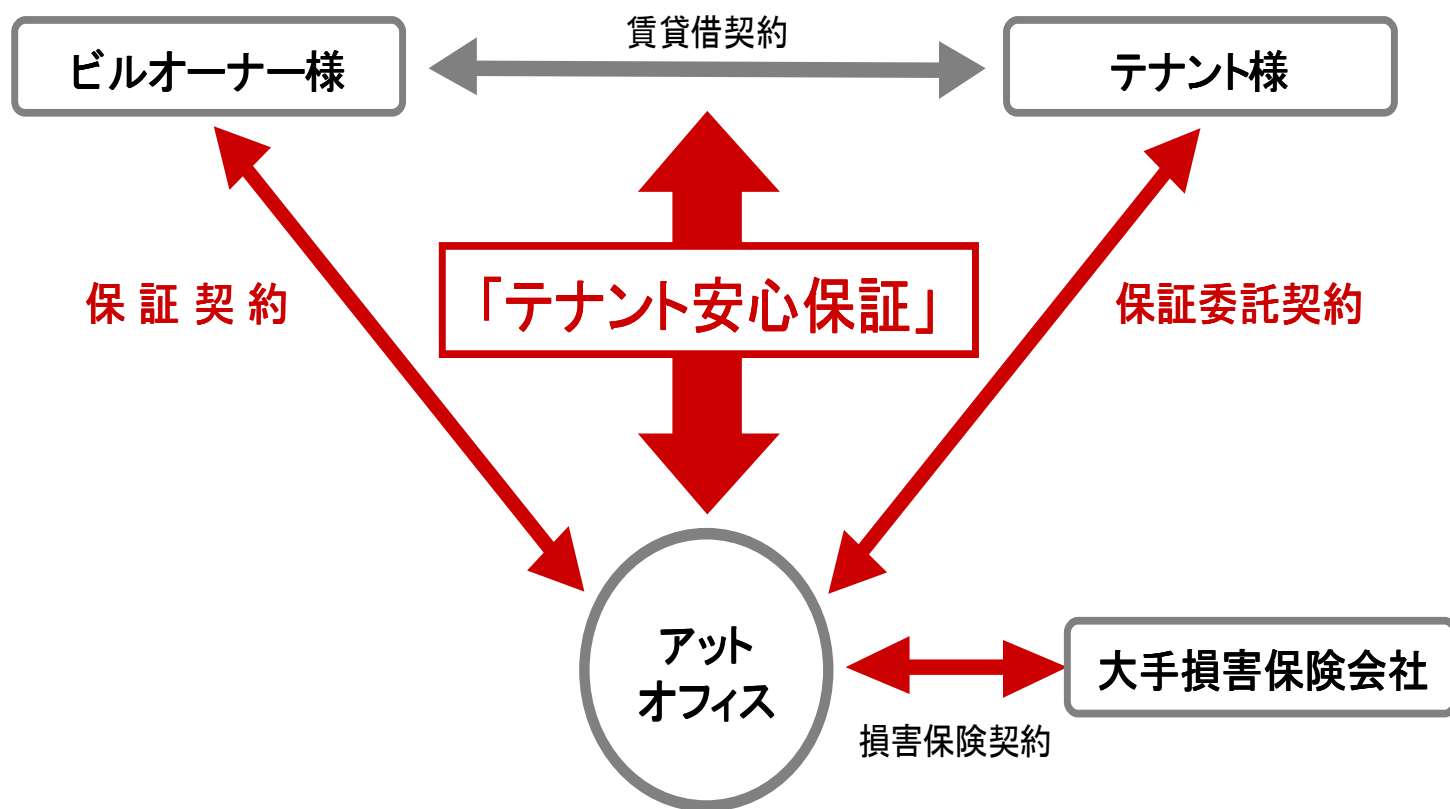




対象物件	使用目的が事務所に限る
保証内容	賃料・共益費・駐車場料金・固定費の滞納分 賃貸借契約解除後の物件明け渡しまでの賃料等 弁護士費用を含む訴訟などの法的費用 原状回復費用 水道光熱費
保証範囲	保証委託契約期間内に発生した賃料滞納事故全て
保証委託料	賃料・共益費等固定費(税込)の1ヶ月相当分(最低保証料30万円)で2年間保証 (保証委託料金はテナント負担)
保証委託契約更新	新賃料・新共益費等固定費(税込)の1ヶ月相当分の30%でさらに2年間保証(保証料金はテナント負担)但し、前保証期間に10日を超える滞納が合った場合には、100%
保証期間	保証委託契約締結後、保証料金の入金確認後の賃貸借期間開始から原状回復工事完了後の明け渡しまで(入居が賃貸借期間開始前の時は、入居日より)
保証限度額	賃料・共益費等固定費(税込)の24ヶ月分相当額
保証履行条件	建物明け渡し請求訴訟の提起
注意事項	ビルオーナー様が、定められた賃料滞納の連絡を怠った場合 ビルオーナー様が、賃貸借契約解除後提訴しなかった場合の提訴までに生じる保証債務 原契約により生じる違約金 ビルオーナー様の義務の不履行に起因する賃料の不払い ビルオーナー様が保証債務拡大防止の協力を怠った場合により拡大した保証債務